## Amtivo 認証規則 Amtivo の規則と義務

2025年11月17日

British Assessment Bureau Limited T/A Amtivo(以下「Amtivo」)は、英国認定サービス(UKAS)より認定を受けた認証機関であり、関連規格に基づく認証組織のマネジメントシステムの審査および認証を提供する。本認証規程は、Amtivo が実施する、または Amtivo に代わって実施される認証プロセスを構成する全ての活動(以下「認証活動」)に関して、Amtivoと認証組織が互いに負う義務を定める。

- 1. Amtivo は、合理的な注意と技能をもって認証活動を遂行する。Amtivo が認証活動の一部を第三者に下請けした場合でも、Amtivo は認証活動について法的責任を負い続ける。
- 2. 認証組織は、認証活動に必要な審査の手配に関して全面的に協力するものとし、これには審査の最中に使用する文書の手配、ならびに全プロセス・エリア・記録・要員へのアクセス提供が含まれる。
- 3. UKAS および/または Amtivo が認証活動の提供状況を評価することを希望する場合、認証組織は UKAS および/または Amtivo のオブザーバーの立ち会いに同意するものとする。
- 4. 認証組織が関連規格(認証)を満たしていることの確認記録は、Amtivo が 単独の裁量により認証要件が満たされたと判断した場合にのみ発行される。 Amtivo は、認証の付与、拒否、維持、認証範囲の拡大または縮小、更新、 停止または回復、または認証の取消しについて単独で責任を負う。
- 5. 認証取得後、認証組織は Amtivo がガイドラインで定める制限に従い、ロゴマークの使用・表示および認証状況への言及を行うことができます。使用規則は<u>こちらから</u>入手可能です。
- 6. 認証サイクルの残存期間における認証維持のため、認証組織は認定認証 機関による年次審査の継続実施が必要であることを認める。

- 7. 認証組織は、自社のマネジメントシステムが認証要件を満たし続ける能力に影響を及ぼす可能性のある事項について、遅滞なく Amtivo に通知するものとする。該当事項には以下が含まれるが、これらに限定されない:
- i. 組織の法的、商業的、または組織的な状況、もしくは所有権:
- ii. 追加の事業所または事務所:
- iii. 追加の人員配置:
- iv. 認証範囲の変更:
- v. マネジメントシステムおよびプロセスに対するその他の変更:
- vi. 重大な事故または規制違反の発生により、管轄規制当局の関与が必要となる場合(重大な事故が発生し管轄当局が関与した場合、特別審査が必要となる可能性があり、審査結果は記録される)

システムが認証要件を著しく満たしていないことが証明された場合、これは Amtivo が取るべき措置(認証の一時停止または取り消しを含む)を決定する根拠となる。

- 8. Amtivo 及び UKAS は、認証組織の認証及び現在の審査状況を、閲覧のために公の場で表示する権利を有する。
- 9. 認証組織は、その活動及び事業運営に関連して、公正かつ衡平な事業慣行、すなわち以下の事項に関連する全ての関連法令、規制及び規範を遵守するものとする:
- i. 贈収賄及び汚職防止に関する条項(該当する場合、2010 年贈収賄法を含むがこれに限定されない);
- ii. 奴隷制及び人身取引防止に関する条項(該当する場合、2015 年現代奴隷法を含むがこれに限定されない);
- iii. 平等、多様性、人権及び良好な関係の促進に関する条項(該当する場合、2010年平等法を含むがこれに限定されない);
- iv. 英国または国連が発出した国際制裁に関する条項(該当する場合、2018 年制裁・マネーロンダリング防止法を含むがこれに限定されない);および
- v. UKAS 標準取引条件に記載されるその他の法令、規制および規範。

- 10. 本規則において「機密情報」とは、Amtivo が本規則に基づき認証組織から 取得する口頭または書面による専有情報、または認証組織の事業に関する 情報を意味する。ただし、機密情報には以下の情報は含まれない:
- i. 一般に公知である、または今後公知となる情報(ただし、許可されていない開示の結果として公知となったものは除く);
- ii. 開示当事者による開示以前に、Amtivo が非機密情報として入手可能であったもの: または
- iii. 開示権限を有する独立した第三者から Amtivo に開示されたもの。
  - 11. 認証組織は、本認証規則を締結するにあたり、本認証規則に明示的に規 定されている場合を除き、いかなる表明、保証その他の規定にも依拠しない ことを認める。
  - 12. 法令または慣習法により黙示されるいかなる条件、保証その他の条項は、 法律で許容される最大限の範囲において、本認証規則から除外される。
  - 13. 本認証規則に基づき、またはこれに関連して生じる Amtivo の認証組織に対する総責任(契約、不法行為(過失を含む)、法定義務違反その他を問わず)は、認証組織が認証のために支払った年間料金の総額を上限とする。本認証規則のいかなる規則も、詐欺、死亡または過失による人身傷害に対する責任を排除または制限するものではない。
  - 14. 法律または司法機関、政府機関その他の規制当局により要求される場合を除き、Amtivo は、その従業員、代理人及び下請業者が、認証活動を提供するための目的以外で機密情報を使用せず、また認証組織の事前の書面による承認なしに認証組織の機密情報をいかなる個人または団体にも開示しないよう、あらゆる合理的な措置を講じるものとする。
  - 15. 本認証規則の条項と、本規則が組み込まれる契約の条項との間に矛盾がある場合、本認証規則の条項が優先される。
  - 16. 本認証規則のいずれかの規則の放棄は、類似の規則であるか否かを問わず、他の規則の放棄とみなされることも、また構成することもなく、いかなる放棄も継続的な放棄を構成しない。免除は、免除を行う当事者が書面で署名した場合にのみ拘束力を有する。

- 17. 本認証規則のいずれかの規則が、管轄権を有する裁判所その他の権限ある機関により無効、違法または執行不能と判断された場合、当該規則は必要な範囲において本認証規則の一部を構成しないものとみなされ、本認証規則のその他の規則の有効性及び執行可能性は影響を受けない。
- 18. Amtivo は、本認証規則に基づく権利の全部または一部を、いつでも譲渡、 移転、またはその他の方法で処分することができる。認証組織は、本認証規 則に基づく権利の全部または一部を譲渡、移転、またはその他の方法で処 分することはできない。
- 19. Amtivo は、本認証規則を随時改正することができ、かかる改正のすべてを認証組織に書面で通知するものとする。
- 20. 本認証規則は英国法に準拠し、いかなる紛争も英国裁判所において審理されるものとする。